

Title	1950年代の沖縄における軍用地接收と生活補償：伊江島の強制接收から「乞食」宣言まで
Author(s)	岡本, 直美
Citation	文化/批評. 2018, 9, p. 39-60
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/75738">https://hdl.handle.net/11094/75738</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 1950年代の沖縄における軍用地接收と生活補償

—伊江島の強制接收から「乞食」宣言まで—

岡本直美

### 1. はじめに

#### ・「銃剣とブルドーザー」期の沖縄と伊江島軍用地問題

2017年12月、住民が作成した伊江島土地闘争の記録である『真謝日記』<sup>1</sup>が活字資料として発刊された。現物は1955年に作成され、新聞紙面では「島ぐるみ闘争の出発点である伊江島の闘いが、ゼロから立ち上がる経過が見える。厳しい状況の中でも、事実を記録し知らせることで社会の意識は変わっていくという信念がうかがえる」資料だと紹介された<sup>2</sup>。

ここに登場する伊江島土地闘争は「銃剣とブルドーザー」の時期（1950年代前半）に展開し、「非暴力実力闘争」という点において、沖縄社会による反米軍統治運動（「島ぐるみ」の土地闘争：1956年）の導火線として位置づけられている<sup>3</sup>。ここで、伊江島土地闘争は抵抗の象徴として描かれている。近年、「島ぐるみ」闘争を「占領政策への『抵抗』と『協力』という二極対立ではなく、その表面的な対立構図を引きはがしたときに露わになる自治と復興の希求を明確に捉える」<sup>4</sup>研究の潮流がある。先行研究は政党や諸団体からこのようなアプローチをしており、本稿は伊江島の被接收者という、まだ大きな団体になっていない住民の視点からこのアプローチを深化させる。

本稿の射程である1950年代は、沖縄の住民に対して占領軍である米軍が「説得」の理論を展開し始めた時期でもあった<sup>5</sup>。1948年後半以降の国際情勢の中で、沖縄の長期保有の方針が固まり、米軍は「駐留を正当化するそれなりの理由を“説明”しなければならぬばかりか、長期的な展望に立って米国の理想や生活様式に対する住民の積極的な支持をとりつけるために“説得”の理論をあみだす必要が」<sup>6</sup>でてきた。このように、それまでの絶対的な被占領者という自己認識を沖縄の住民に強いるだけでは占領統治が成立しがたいと米軍が認識し始めたのが、当時期である<sup>7</sup>。

上記のような時代認識に基づくならば、「銃剣とブルドーザー」の圧倒的な暴力的状況が、米軍による「説明」や「説得」の理論によって正当化されていく状況が、「島ぐるみ」闘争の手前にあった。やや乱暴に言えば、この時期の沖縄の人びとは、物理的な暴力にも、言葉によって正当化されていく暴力的な状況にも、晒されていた。つまり、物理的にも、制度や行政の手続きにおいても、圧倒的な受動性を強いられていた状況だったといえるだろう。先取りすれば、そのように暴力と言葉とが近接した状況において、暴力で強いられた受動的な立場を、能動的なものへと転換する力が、当時の伊江島がつくろうとした政治の場である。

「銃剣とブルドーザー」という語は、米軍による軍用地強制収用に関わって、軍隊による剥き出しの暴力と土地収用令等の制度が一体となった状況を象徴する<sup>8</sup>。本稿では、このような状況において、伊江島真謝区の被土地接收者（以下、被接收者）がどのように軍用地問題に対応したのかについて考

察する。つまり、自治制度が確立していない状況下の自治や自決という問いを考察する。それは沖縄戦後史を自治や自決から描き直す作業であり、自治制度や地方自治という観点からではなく、制度自体が準備されていない中で人びとがどのように自治を希求したのかということを議論の俎上に載せる試みである<sup>8</sup>。

これまでの沖縄戦後史では「銃剣とブルドーザー」を前提として伊江島土地闘争の意義が確認されてきた傾向が強い。しかしながら本稿は、「銃剣とブルドーザー」を起点として闘争を検討するものではない。筆者は、伊江島の土地収用が潜在的な問題であった時（「銃剣とブルドーザー」前）から既に住民たちが自ら支配層へ陳情し、軍隊の近傍で殺されないために言論空間を構築しようとしていた状況を確認した<sup>9</sup>。本稿はその延長として、土地収用が実行されてから被接收者が街頭行進（「乞食行進」）を展開する手前の時期までを扱う。そこで、土地収用が顕在化した後も人びとが継続して陳情行動したという連続性から自治的意志を捉えることを試みる。そのような連続性において伊江島土地闘争を捉えて初めて、「島ぐるみ」闘争の手前の時期にどのような自治が希求されていたのかを考察する土壌ができるだろう。

本稿では主として新聞資料を用いる。それは、被接收者にとって自らの言葉が聴きとられる窓口や場が用意されていない状況において、新聞の紙面自体が伊江島土地闘争をめぐる一つの言論空間（場）となったからである。「民衆にとってのいわば暗黒時代」<sup>10</sup>である当該時期において、沖縄の新聞に対して米軍は厳しい検閲を行い、「沖縄の新聞が現地を見も知りもしないのに、軍の命令があったのか、軍のことは信じて『妨害事件』の記事にしたことを憤り悲し」<sup>11</sup>む状況も確かにあった。その点を踏まえたうえで重視したいのは、新聞という場において、琉球政府や米国民政府、米空軍、伊江島の被接收者（陳情者）といった、軍用地問題に関わる各アクターの言葉が同時に登場することである。

当時の新聞には、被接收者が送付した陳情書や声明文、書簡等がほぼ原文通り掲載された点は興味深い<sup>12</sup>。これらは新聞社に送付されると共に琉球政府や米国民政府にも送られたものであり、被接收者にとっては、自らが発した言葉が無化／看過されないよう、文字を用いて自らの意志を表現する場であったことがうかがえる。

同時に、新聞が毎日発刊される媒体であることも、言論空間として重要な要素であるだろう。つまり、掲載される記事を時間的な連続性においてみることができ、陳情活動を通して発せられた言葉を動的なものとして捉えることができる。そこからは、政治においても運動においても、公的なルートがない中で被接收者が声を発し続け、場をつくり続けたということが浮かび上がる。それは、「支援団体も、新聞記者も、見る人も聞く人もいないとき、この離れ小島の伊江島で殺されたらおしまいだ。これ以外に方法はない。」<sup>13</sup>ことを体感した人びとがつくり続けた言論空間であるとも言えるだろう。

また、伊江島土地闘争を牽引した人物の一人である阿波根昌鴻の書籍（『米軍と農民』）は、当時の状況を被接收者の立場から描いた貴重な資料である。本書は一般的に広く読まれ、日本社会に対しての啓蒙的な役割を担っている。一方で、阿波根の監修に基づいてはいるものの、本書は別の著者によって執筆されたことにも留意する必要がある。さらに、本書には阿波根を通して個別の住民の姿が描写されている点も、運動という集合を考えるうえで重要であるだろう。したがって、本稿は本書を当時の状況に引き戻して再解釈するための基盤をつくる作業でもある。

## 2. 強制接収後の補償要求と緊急対策

### ・緊急対策と成立しない恒久補償 — 「柵内農耕開始宣言」

本節では、米軍による土地の強制接収が現実となり、伊江島の被接収者たちが、今後の生活補償のみならず、直近の食糧等の対策を各担当機関と折衝する過程を、【表1】に沿って説明していく。軍用地接収という暴力の事後、家屋や農地といった生活基盤を破壊された被接収者たちの生活援助（食糧や医療等）を、どのような方法で行うのかということが急務となった。その一方で、恒久補償が折衝されることになる。したがって、強制接収後は、「いま、どのように食べるのか」ということに注意が向けられるようになるのだ。十分な食糧援助等がなされないなか、演習地では米軍による爆撃演習が止まず、米空軍との条件にあった「1週間1回」の農耕すら保障されなかった。また、琉球政府も、真謝区民の生活を守る現実的な対応策を講じることができなかった。後述するが、この状況に対して真謝区の人びとは「爆弾よりも餓死の方が怖い」と、演習地内での農耕を宣言<sup>14</sup>した（「柵内農耕開始宣言」）。

強制接収の翌朝、琉球政府立法院の軍使用土地特別委員会（以下、土地特別委員会）は、米空軍の乗り物で真謝部落へ向かい、家屋の強制撤去を調査した<sup>15</sup>。この報告をもとに土地特別委員会は委員会を開き、立退かされた13戸の緊急救済策として3ヵ月の生活費を支給する策を打ち出した。しかし、行政府がすでに緊急救済策を講じていることが判明し、立法院としては恒久補償を検討することになった<sup>16</sup>。行政府は、座り込み陳情者からの現地報告を受けて、琉球政府としては「撤去された家屋十三戸を再建することと農耕地が軍指定地域内にあるため緊急食糧対策をこうずべきだとの結論」を出した<sup>17</sup>。

行政主席の指示で、行政府から副主席を団長に内政局長、行政課長、農務課長、建築課長等で構成される調査団が現地へ向かった（3月16日）。同日より、伊江島真謝区では米軍による爆撃演習が開始された。この時点で、伊江島の接収地付近は戦場さながらの状況に置かれた。副主席は新聞に対し、以下の通り現地の様子を語っている。

一、柵工事は終了、設営隊は引揚げている。それでガード三十名位伊江村より募集、見張りをさせる計画がたてられている。

一、引越した十三戸は真謝部落入口のテント（米軍貸与の幕舎：引用者）内に住んでいる。

一、とりこわされた資材はテント前に積まれているが、家屋建築に役立つものはない。軍が輸送した板材は一戸分にも足りなかった。しかし今後運ばれる予定だというこれがきても十三戸の床の分しかないだろう。

一、立退いた十三戸の人達は、まだ失神状態であった。

一、村では村会も招集され、応急対策に力を注ぐ方針で、政府にも援助を要望していた。

一、今のところ応急措置としては食糧、住宅、及び代替地の選定である。これらは折衝して応急措置を講ずるよう申合わせた。

村当局の要望の中で、立退きの実情調査と農業指導、開墾援助の申出があったが、これらの要望に沿うように福祉課、農務課で乗り出すことに決定している<sup>18</sup>。

この時点で、行政府はあくまでも家屋を撤去された13戸に対する「応急措置」を講じようとしている。しかしながら、被接收者の立場からすれば、住居は区域外にあっても接收地に農耕地がある者もまた、食糧対策が必要であった。畑から食べ物を収穫できないのである。真謝区の代表者は、行政主席に対し、全耕地が接收された者が50戸（250人。立退き13戸含む）、耕地の半分を接收された者が28戸（115人）であると提示した。そして、全耕地を失った者に対しては一日一人当り米6合として7,350円、半分を失った者に対しては一日3合として1,690円の援助を訴えた。このように、真謝区民はあくまでも「十三戸だけが困っているということではなく全家屋に及んでいる」と、軍用地接收の被害とそれに伴う爆撃演習の被害が、決して少数家族の問題ではないことを強調した<sup>19</sup>。行政府が視察した接收地は、13戸だけでなく、少なくとも78戸（365人）が、食糧を得る場所であった。

このように、真謝と西崎区の一部の土地接收は、大部分の区民の問題であったが、まずは伊江村より行政府に対して、真謝13戸の3ヵ月分の緊急食糧費および軍用地全地域の1ヵ年の補償を要求する計画書が提出された（3月19日）<sup>20</sup>。同日、土地特別委員会は、行政府に対し、「主として食糧については暫定的な措置として射的場の収用によって被害をうける全地主に対して統計部の基礎資料に基づく最低生活の線を維持できるような三ヵ月分の補償を早急に実施するよう行政府当局に勧告」した。また、4月の立法院定例議会において、米軍の反省を求める決議を行った<sup>21</sup>。一方行政府は、伊江島への緊急対策が暫定措置とはいえ、先例となるため、その補償基準については慎重に検討する必要があると述べた<sup>22</sup>。この時期、伊佐浜など沖縄本島の軍用地接收も問題化する状況において、琉球政府もその対応に追われていた。軍用地接收に対する補償制度が確立されていないなか、伊江島の被接收者たちは「先例」がつけられる只中で、支配層に対応を求めるような状況であった。

伊江島の被接收者たちは、これまでの経験を通して、自ら声を発しなければ生きることができないことを痛感していた。自分たちの意志を表明・説明しなければ、軍用地接收に承諾したとみなされるばかりか、米軍が提示した立退き条件さえ反故にされることに繋がったからである。接收当時、米軍の報告では被接收者は立退料を受領したとあったが、伊江村の助役は「脅迫されてイエスといったら承諾になりますか、家をこわされて家財を運び出したら承諾になりますか、地主は生活の補償もなしに立退かされることにはあくまで反対なんです」<sup>23</sup>と報告している。伊江島の人びとは、軍隊が生活空間に存在するということが、自らの生をいかに危険に晒すのかということをよく分かっていた<sup>24</sup>。演習が演習区域内では収まらないこと、また、米兵が常に統制のとれた状況で動いていないことを、真謝区民は次のように訴えている。

- 一 堆肥用としてあった薪がとられた。日曜日に農耕に出かけたが、射撃が行われているので、帰ってきた。収穫は不可能であるまた、放牧場内の山羊は約五十頭いたが、射殺されて、二十二、三頭になっている。
- 一 (…)(S氏:引用者)のくり舟が射撃で穴をあけられ、仕事も出来なくなったといていた。柵内から農作物を部落の店に持ってきて、強制的にビールや酒と交換しているということだが、これは十六日の午後三時頃、そういった事があり、米兵がビールを持ってトラックに乗らんとするところを、付近の青年がトラック番号を書こうとしたらビールを置いて青年をおっかけた
- 一 流弾による少女の負傷の件だが、この家は約七百米も柵から離れており、そのそばにキビ鳥がある。その日家族がキビをとっていたが、その少女がキビをとりきたとき負傷した。部落民が銃声のした方向に行って米兵二名を連れてきたが、彼等は最初は否定、傷を見せたらようやく分った。
- 一 薪は米兵上陸以来毎日のようにとられている。<sup>25</sup>

これらの証言より、空軍より許可された一週間に一回の演習地内での農耕すら確保されておらず、現在の食糧を入手できないばかりか、今後の農作物のための耕作もできない状況であることが分かる。さらに、薪や家畜なども損害を受け、保障もなく、食糧援助も不十分ななかで、真謝の人びとは演習と隣り合わせの生活を強いられていた。

そして、3月22日、伊江島の陳情団は立法院の兼次議員同行で行政主席に生活補償の要求書を提出した。その要求は、以下、10項目である。

- 一、十三戸の移動家族七十七名ならびに全耕地を接収された全家族にたいし告示第五十四号生活保護法（一九五三年十月五日立法第五十五号）第八条第一項及び第四十条の規定に基き食糧を支給すること。
- 二、五〇%以上の土地を接収された全家族にたいしては第一項の該当者に対する五〇%の分量を支給すること。
- 三、移動家族にたいしては飲料水並びに使用水に支障をきたさぬよう、その処置を直ちに講ずること
- 四、移動家族にたいする恒久解決が決定されるまでの間、暴風雨、暴暑にたえ得る家屋を与えること。

- 五、移動者並びに全耕地を失った者にたいしては家畜の保護施設とその飼料購入費を考慮すること、但し、五〇％以下接収された者にたいしても、その事情を勘案して飼料購入費を支給すること。
- 六、恒久対策が決定されるまで琉球行政は責任をもって以上の諸事項を継続的に実施すること。
- 七、米駐屯軍は柵内の耕地から甘蔗、馬鈴薯、野菜類や薪木を公然と取去っているから、この行為を即時中止させること。
- 八、土曜日、日曜日にもかかわらず米兵は柵内の墓地の周辺において実弾を乱射しているため農作物の収穫が全然不可能だから即時中止させること。
- 九、放牧場内の山羊を連日にわたって射殺しているので、かかる行為を即時中止させること。
- 十、柵内の墓にたいしては、その最後の解決を見るまで絶対に損壊しないこと。<sup>26</sup>

ここで、第1項に生活保護法の用語が登場するが、陳情者たちは、あくまでも食糧の支給を生活保護法の規定に基づいて行うべき、という要求をしていることに留意しておく必要がある。つまりは、生活保護法の規定にあるような最低限の生活を確保できる程度の食糧支給を求めており、生活保護を申請しているのではない。そして、この食糧支給はあくまでも10項目のうちの1つであって、他の要求事項も含め総合的に達成されることを目標とした要求であった。生活を切り取って地図上で保障対策を示す米軍に対し、被接収者たちは生活とは決して切り取れるものではないことにこだわった。しかしながら、次項で記述するように、米国民政府による食糧費支給の差し止め指示を一つの契機として、被接収者の補償を模索する動きが、かれらをどのように救済するか(生活保護受給者に該当するのか)という方向へと転換していく。

上記の要求を提出したことで、主席室前で座り込んでいた陳情者たちは、一旦引き揚げて帰島した。その際、陳情団は琉球政府と全住民に対し、次のような声明文を発表した。

一軍は収用令によって立退かしたものだと解<sup>マ</sup>しゃく<sup>マ</sup>しているとすれば、之は一方的考え方であって我々地主側からすれば収用令があれば生活補償法があるべきである。(。)今真謝区の軍が使用せんとする地域からは年間一千余万円の農産収入を上げているのに対し軍の使用料は年間僅か十八万余円にすぎない。(。)今度我ら真謝区民は、この生活補償がなければ生活に困るので絶対に立退かれないという現実を正直に琉球全軍用地主の意志を代表して軍に訴える必要と責任を感じたからである。

生活補償がない今日立退きに承諾がなされないままに、軍隊による強制立退きをさせられた真謝区民は直ちに生活に困窮するので、その暫定措置による生活補償がなされなければならないのであるが、政府はこれに対し十分なる考慮をするからと申されたが、我々は過去における考慮が実現されなかった苦い経験からして信がおけなくなり政府の具体的案の確定するまでは主席室の前を離れるわけにはいかなかったのであります（。）幸にして、ここにその成案が示されましたので我々代表の者は一応引上げることになった。去る十三日以来各方面の皆様方に少なからぬ御迷惑をおかけし申し上げたにも拘らず物心両面による多大なる御援助と御同情を賜りましたことを裏心より感謝とお礼を申し上げます。<sup>27</sup>（。）：引用者

土地収用令等を掲げて軍用地接収を回避できない現実として突きつける軍隊の論理に対し、収用令があるならば補償法があるべきであると、地主側の論理を提起している。伊江島の地主たちは、軍隊の論理に逆らうことが許されない沖縄において、自らの生きる方法を米軍や琉球政府に委ねるのではなく、あくまでも自らの言葉で要求し、折衝した。そのため、座り込みは自ら折衝のテーブルをつくり出す行為であり、要求事項は、生活を切り取られないためにあった。

この要求書が提出された数日後、空軍による声明が発表された<sup>28</sup>。空軍側の主張では、1950年7月に伊江島の北部及び西部にある「人口稀薄な地域」は琉球列島米軍空軍の租借地となった。そこに居住し農耕していた人びとは、空軍が使用を要求するまでは無料で土地を農耕し続けることが許可されていた。その間も賃貸料は支払われており、地主は4年間にわたって「地代収入を受領し土地使用の便宜をきょう受した」。家屋を撤去された13戸がテント幕舎に収容されているのは、一時的措置であり、立退き地主との交渉が遅延し、新たな移動場所に農耕地を決めることができなかったためであると主張した。そして、空軍が駐留する目的は、伊江島の農地や家屋を守るためであり、極東や沖縄における米軍の役割は「伊江島の十三家族に関して起っている比較的些細な紛争よりは遙かに重要なものである」との認識を示した。ここでは、交渉と言いながらも米軍側の都合で地主たちは条件を押しつけられ、それに応じなかった地主への暴力が正当化されている。

真謝陳情者の要求書が提出され、米国民政府と行政府は伊江島で代替地の調査を行った<sup>29</sup>。そこで農耕可能な土地を選ぼうとし、軍用地のなかで農耕可能な土地があったが、そこにはすでに地主がおり、使用に反対を表明したのだ。米国民政府のシャープ少佐は、軍用地だから代替地の地主の意志とは関係なく使用できるとの見解を示したが、被接収者は「無理に耕すとなれば村の平和を乱すことになり、われわれが生きるために他の地主を殺すような事は良心が許さない」と、代替地の現所有者を無視する行動を拒否した。そこで代替地が選定できない以上、既に接収した射的場の使用中止か、補償がなされなければならないと主張した<sup>30</sup>。

しかし、この要求は当然実現されるはずもなく、伊江島の代表は行政府に次の通り申し入れる。

一、一人当り一日二十一円（家畜飼料費を含む食糧救済費）では生活できない。

一、サクを政府の力でとりはずし納得のいく生活保障ができるまで農耕を続けさせて貰いたい

一、テント小屋は不衛生的で病人も続出しており、早く仮小屋を建設して貰いたい。

一、新垣軍用地係（行政府側：引用者）は四月六日来島のさい、一週間の食糧延滞理由をきいた事に対し「君らは向う六ヵ月間腹をくくってねておけ、あとは解決がつく。月六百三十五円の食糧救済は最上であり満足しろ」と旅館で飲酒の上部落民代表に暴言をはいている斯様なものを責任ある軍用地係とすることは不適任であり、辞めさせて貰いたい。<sup>31</sup>

ここで改めて、演習場に張り巡らされた金網（柵）の撤去が求められているが、これは、食糧援助も満足になされず、被接收者の要求事項も全く実現されていない現実を追及するものである。そして、援助が得られないのであれば、自ら演習地で農耕するしかないという、危険を承知のうえで生きるための選択がなされている。また、被接收者が自らしか信用できない様子も、第4項の軍用地係の態度に対する憤りに表れている。陳情者たちは、副主席よりこの要求事項が英訳中であるため対応を待つように言われたが、政府から明確な回答を得られるまでは帰島しないと再び座り込んだ（4月13日）。

座り込み陳情者たちは、米国民政府の指示を受けた行政府により、主席室入口前の廊下から退去させられ、主席室真下の行政ビル車寄せ東側の壁の陰に移った。さらに政府構内からの立退きを要求されたが、応じないため那覇署から警察官が出動、説得し、陳情団は行政府ビル前の車置き場に移動した<sup>32</sup>。伊江島の陳情者たちは、プラカードや立看板とともに、政府庁舎内から路上へと移り、その姿が道行く人びとの目にも入るようになった【写真1～3】。

補償の折衝も折り合わず、座り込みも排除されるなかで、真謝区民の代表は、土地特別委員会で次の生活補償5条件を訴え、行政府に実現を求めた。

一生活補償費の増額：柵外に耕地家族一人当たり三百坪を所有している人に対しては生活費を支給していないが、これは不合理であり同様に支給していただきたい。

一薪炭費として：八名以上の家族一六五円、七名一五名一五二円、四名以下一三九円、を支給して貰いたい。

一仮住宅建設費の支給：三名以下の家族一三万六千円（六坪）、四名一七名一五万二千五百円（八・七五坪）、八名以上一五万四千円（九坪）

一仮畜舎の建設費：牛馬小屋一六千円（三坪）、山羊小屋三千円（三坪）

一代替地は村内の官公有地又は民有地で政府が地主の承諾をうけた土地、一人当たり五百坪以上<sup>33</sup>

真謝区代表は、もしこの要求事項が承認されなければ、軍用地接収を即時中止（撤回）し、従来通り農耕を許可するよう要望した。しかしながら、行政府がこの5条件をすべて拒否したことを受けて、行政主席との会談で真謝区代表は、自分たちは被救済者ではないとテーブルを叩いて叫んだ<sup>35</sup>。

真謝区の生活補償はあくまでも特別措置で実現してほしいと要望する陳情者に対し、行政主席は「行政府は法により執行しているだけだ、飲料水補助費など必要な特別措置は実施しており、これ以上は考えられない」と終始態度を変えず、「軍用地立退きの補償はあくまでなすべきであり、現在政府は立退き者を路頭に迷わすことのないよう援助しているだけである立法院による立法のない限り、軍用地補償費に予算を割くことはできず、またこれに何億という財政支出は到底考えられない」と回答した<sup>36</sup>。

補償条件を考慮されなかった真謝区の代表は、行政府副主席に対し、最終的な手段として演習地内での農耕を開始すると、次の通り宣言した（「柵内農耕開始宣言」、4月22日）。

我々は今日まで社会人として恥じない生活と働きをしてきましたが、今度軍より全財産をとりあげられた上、しかも生活保護法による一日一人二十一円の生活費の支給では、到底生活の維持は困難のため、食糧費の引上げ陳情に十日余りも軍、民両政府と折衝を続け、できる限り円満解決をのぞんできましたが、不幸にしてこれが認められず、仕方なく我々は生きるために恒久的生活補償法ができるまでは柵内の農耕を開始致したいとおもいますから、その罪が我々にないことをお認め下さるようお願い致します。<sup>36</sup>

ここで真謝の被接収者が訴えているのは、「社会人として恥じない生活と働き」をしてきた自分たちが、軍用地接収によってその自立した生活の途を奪われた事態である。自立した生活を奪われ、補助を必要とする立場を強制されたうえ、その補助ですら日常生活を送れない劣悪な状況を強いているのは誰なのかという訴えだ。陳情者たちは、自分たちの要求事項が一蹴されたことに加え、折衝相手からの条件を受諾するよう強いられているという受動的な立場に置かれているにもかかわらず、その一方的に提示された条件を拒否した。

そして、「生きるため」に、恒久的な生活補償法が成立するのを待つという姿勢を表明した。かれらにとって、座り込みも回答を待つための行為であったが、「柵内農耕開始宣言」にはさらに、軍隊の論理を拒否する姿勢がはっきりと示されている。琉球政府からの食糧援助では、満足な援助が得られないばかりか、被救済者扱いをされてしまうため、自ら演習地で農耕することで被接収者たちはぎりぎりの尊厳を確保しようとした。

真謝区の座り込みは、戦略的に開始されたというよりも、折衝相手の眼前に自らの姿を晒し続け、要求事項の達成が確実となるまでその場に居続ける過程で生まれた行為であった。それは、自らの身体を晒し続けることで折衝相手（支配層）に問題を無視しうる余地を与えず、自分たちとの交渉のテーブルを設けさせるという行為でもあった。

以後、陳情者たちは、場所や方法を変えながらも座り込むことで、自ら折衝の場を構築し、自らの

言葉で補償を要求し、その経過を報道した。それは、軍用地接収という問答無用の暴力への反対が許されない現実に対し、「人間として生きる権利」、「生きるための正しい要求」を据えて正面から切り込む行動であった。

### 3. 被接収者から被救済者へ

伊江島の被接収者が米軍の提示する条件を甘受せず、さらには演習地内での農耕を宣言する事態を受けて、米国民政府は被接収者の行動が「政治的利益」のためであると意義付け、5月分以降の食糧費支給を差し止める<sup>37</sup>。これによって、その後は、暫定的な措置であったはずの食糧費援助をどのように確保するのかという問題に焦点が当てられるようになる。先取りすれば、生活保護法の基準を考慮しての援助が、生活保護を適用すべきかという問題へと転化していくのだ。またそれは、立法院が米国民政府より議会解散を暗示されるなかで、真謝の問題を、軍用地接収に対する補償をめぐる問題（軍用地問題）としてではなく、「社会の問題」として対応しようと態度を変化させたことも影響していた。

本節では、このように伊江島の問題が軍用地問題としてではなく「社会の問題」として扱われるようになる過程を考察する。

伊江島から「柵内農耕開始宣言」がなされると、米国民政府はすぐに現地調査の結果を報告し、被接収者の訴えは事実ではないと反論した。そして、「彼らの窮状は事実以上に誇張され、そうした状態から得ることが出来ると思っている政治的利益にその状態を利用していると調査団はその確信を披歴している」と、被接収者の訴えを「政治的」な問題として処理した<sup>38</sup>。このように代替地はあり、米軍も十分な補償をしていると公表した米国民政府に対し、伊江島の陳情者は次の文書を行政政府副主席に提出した。

軍は四月廿三日夕刊紙に代替地があると報じているが。

一、去る三月十九日午前十時軍係官シャープ少佐琉球政府新垣土地係官、村助役産業課長、その他吏員地主同伴代替地調査を行った際踏査の結果代替地のないことが、ハッキリ立証された。そこで中真助役はシャープ少佐に対し土地が絶対に必要とされるなら生活の補償を是非考慮して下さい。生活補償のなされるまで該土地の耕作を許して下さいと代替地のないことが右明かにされて居ります。

一、一週間に一日の農耕は事実許してあるが作ってある農作物もブルドーザーで、スキ均し作物は爆弾に焼き払われている。そういった状況からして農耕は全く出来ない状態である。

一、土地料が九百万円も支払れているというが、我々真謝区民は、そんな大金は受けた覚えはない。一九五三年の末涙金として僅かは貰ったが、年間一千万円の収入の土地に対し一九五四年七月は、十八万二百八十八円支払に來たが涙金でないことが解り貰ってない。

一、セメント、釘、電線、木材も空輸したと新聞に報じてあるが何も受取ってない。木材等は白アリの食ったマキ代用のものが来たようである。

一、四月六日行政課長、新垣土地係官その他琉球政府の調査班によって病人の調査があった結果十人余の病人が調査された、氏名、年齢など確実な調査がなっている。<sup>39</sup>

この文書は、「柵内農耕開始宣言」後も解決をみないため、帰島して農耕すると伝えて提出されたものである。この文書の提出と同時に、那覇で座り込んでいた陳情者たちは伊江島へ引き揚げた。つまり、座り込んででも街頭演説をしてもこれ以上動かすことのできない状況に対し、実際に演習地内で農耕をし、補償対策がなされるまで待つという方法が選択された。

そして、行政府より代替地耕作計画の提出を求められた伊江村長は、「代替地の地主承諾がないため計画は出来ない。よろしく取計って貰いたい」と回答した<sup>40</sup>（4月25日）。さらに、伊江島では村民大会が開催され、以下のような決議がなされた（4月29日）。

#### 決議文

伊江村真謝、西崎両部落の土地接収及び家屋立退に対し関係者七四一人の死活問題であるとし村民の総意を以て使用中止方を軍に陳情をつづけたるも其の甲斐なく一九五五年三月十一日軍は至上命令なりとて標的の中心から半径五千呎約百五〇万坪の地域に柵を設け境界内の耕地二十二万一千余坪の土地接収と十三戸の立退を強制せられ今や関係者達は路頭に迷ふこととなり人道上由々しき問題を惹起した

目下琉球政府から生活保護法による食糧費を受けてゐるもこれは臨時措置であって七四一人の将来は依然として暗黒な状態である軍民両政府は速に生活補償要綱に基き恒久的措置を講ぜられ全面的解決が打ち樹てられるまでは土地接収及立退に応ぜられないことを決ぎす

一九五五年四月二十九日

伊江村民一同<sup>41</sup>

この決議文で注目すべきは、「全面的解決が打ち樹てられるまでは土地接収及立退に応ぜられないことを決ぎ」している点である。一方的な収奪が実行された事後においても、あえて自分たちは土地接収に承諾していないとの態度を示している点が重要である。かれらは、あくまでも生活者は自分たちののだと、自らの生の条件の決定権を他者に譲らない姿勢を強く示している。

伊江島の被接収者が「罪人以下」とであると訴えていた少額の食糧費と医療費の支給は、米国民政府の承認を得て、予備費を流用して支出していたものであった。当初は3ヵ月間支給する条件であったが、米国民政府はこれらの支給は理解し難いと、5月分の申請に対し次のとおり回答した。

一 最近調査したところ航空射的場内の耕地を耕していた伊江村農民にたいし一九五五年三月十

五日以降向う十カ月間、爆撃演習が行われていなかったときは、その農耕地を耕作する権利を付与してあったことが判明した。

農民は最近の三十七日の中二十七日は同地域で農耕し得たのである。それゆえ百卅八家族（七百五十九名）が何故に三ヵ月分の食糧費および医療費を要求するのか理解し難い

- 一 この救済費金交付を行うよりも、むしろ琉球政府にとっては伊江村に恒久家屋を再建築するため、この十三家族を援助するほうが、はるかに得策だと思う。民政府はこの援助達成に関する討議を望んでいる。<sup>42</sup>

回答文にあるような演習地内での農耕が実現していなかったことは先述のとおりであるが、米国民政府のいう恒久家屋の再建築に関しても、被接收者には同意できない事情があった。既述のように、農耕が可能でかつ現在地主がいない代替地はなく、さらに代替地に移動できたとしてもそこからの再立退きをしないという確証がない。実際、米空軍は代替地への移動後に再び立退く必要はないという保証はできないと表明している<sup>43</sup>。このような状況を前提として、米国民政府と行政府は代替地の選定を伊江村側に求め、家屋の本建築には費用を支給すると伝えた。適した代替地がないから家屋を仮建築して、その間に代替地を選定したうえで本建築をしたいと求める被接收者と、仮建築を却下し本建築にしか費用を出さないという支配層との間には大きな隔たりがあった。被接收者からすれば軍用地接收が強行され、これまでの生活を破壊されたうえに、米軍の一方的に示した条件内で今後生きていく場所を自ら見つけろという強引な状況だった。それは、農作物は一朝一夕には収穫できないということや、島の共同性など、生活という時間軸を全く無視した条件であった。

米国民政府に「食糧費の支給は不審」であると述べられた被接收者たちだが、行政府の現地調査により、食生活が極端に悪化していることが行政府福祉課から報告された（6月11日）<sup>44</sup>。それから数日後、宣言通り演習地内での農耕をしていた人びとのうち、男性のみ32名が逮捕され、即決軍事裁判で懲役3ヵ月、執行猶予1年の判決を下された（6月13日）。

農耕中の男性32名が逮捕されたことは、被接收者に対する見せしめであると同時に、伊江島の被接收者にとっては主な労働力が奪われることを意味していた。逮捕された男性たちの釈放を求めて、翌日その妻や家族らが那覇へ陳情に来た。そして先述のとおり、即決軍事裁判で判決が下されると、その取消しを求めて行政副主席室入口に座り込んだ（6月15日）<sup>45</sup>。その際、ある女性は次のように訴えた。

- 一 どうしてアメリカ人はそんなことをするでしょうか。私達には分らない、土地をとりあげ家をこわし、困って農耕すればつかまえる、それが一等国というものだろうか、それでいて軍は何の補償もしてくれない、軍が正しいのか、私達が正しいのか、軍にきいてみて下さい、補償がなければ弾の下でも農耕をやらねば生きていけない、三十二名がとらえられたとき、私達は一緒に連れて行ってくれともいった。中には米兵からなぐられたものもいた。私達はアメリカ人がそのようなものだと夢にも思わなかった。私達にとっては弾よりも餓死がこわい、柵をと

りのけ、早く平和で明るい真謝して下さい<sup>46</sup>

爆弾や銃弾の飛び交う演習地での農耕が決して怖くないわけではないが、「弾よりも餓死がこわい」という言葉には、自立した人間として生きるための補償がなされず、救済も未確定のなかで、受動的に待機することを拒否するという姿勢が込められている。

米軍からは再審は考慮できないとの回答があり<sup>47</sup>、7月15日には柵内通行証制が導入された。この制度導入に伴い、空軍は演習地内への入り口を2ヵ所に制限して通行証の携帯を義務付け、立ち入りを週2回に限定した。許可なく立ち入る者は逮捕するという方針を制度で示した<sup>48</sup>。つまり、被接収者たちは、自らの食糧確保と補償を求める行動が逮捕の対象となることを突きつけられたのだ。真謝区民の大半は、通行証を受領することを拒否した。「全区民が、餓死寸前におかれていました。(…)通行証をとれば立退きを認めたことになり、一步の譲歩が百歩の譲歩になることをわしらは知っていました」<sup>49</sup>とあるように、窮迫した状況に立たされてもなお、軍隊の論理に包摂されて生活の道を閉ざされることを、被接収者たちは懸念し、拒否した。

真謝区の32名が逮捕された翌日、米国民政府のジョンソン主席民政官は、立法院に対し「立法院が予算審議や立法活動をはなれて伊江島の現地調査を行うとすれば解散を勧告するかもしれない」と伝え、同時に新年度本予算案の年度内成立を強く要請した<sup>50</sup>。伊江島被接収者への5月分以降の食糧費と医療費の支給が米国民政府によって停止され、補償対策を講じる立法院に対し、米国民政府はさらに圧力をかけた。

この時点で、行政副主席は「緊急問題は代替地に入って協力態勢を示すことで生活補償の持ち出すのは軍の基本方針にそぐわない」と補償対策について米軍と折衝することを避けた。立法院議員と行政副主席との間で議論が交わされ、その中で兼次議員は「この問題を軍用地とからませて考えるから難点が出て来る、既に軍用地とはなれて生活に困っているという社会問題である」と、伊江島の問題を軍用地問題から離す形で提示した<sup>51</sup>。

伊江島の立退き地主に対する生活補償は、米軍の了解を得て、社会局関係の福祉事業費に73万2700円を計上することが決定された<sup>52</sup>。引き続き米軍は、軍が10万坪の代替地を耕鋤し、家屋建築の援助も行う旨の発表をしたが<sup>53</sup>、真謝区民代表から代替地は農耕出来ないから土地を返してくれるよう訴えた請願書が提出された<sup>54</sup>。

後述するように、真謝区の人びとはこれまでの米軍や琉球政府の対応を批判し、最後の自主性を保持するために自分たちは乞食になると宣言した（7月21日、以後「乞食」宣言）。この宣言が出された同日、立法院軍用地問題折衝委員会は、行政府に対して直ちに生活保護法を厳正に実施するよう求めた。行政府側としては「法の解釈を軍用地に接収された全区民にひろげ、四月分と同様に支給することを対軍折衝のポイントとしており、折衝委（立法院側）との間に大きく意見のくい違いをみせていた」<sup>55</sup>。

その後、現地を調査した立法院は、行政府のいう生活保護法の厳正実施は行われておらず、軍用地接収によって生活保護法を適用された被接収者はなく、また接収前から保護を受けていた地主も適用が中止されていたことを行政府に報告した<sup>56</sup>。

これを受けて、行政は北部福祉事務所の職員を派遣し、扶助該当者を調査した<sup>57</sup>。この調査の間報告で、福祉事務所所長は次のように述べた。

一七十一世帯について戸別訪問で調査を進めているが心から生活保護の適用をうけようという世帯は極く少数である。一 おう<sup>ママ</sup>申請してからまた取下げの人や区長に相談してからという人もいる。区民としてはあくまでも土地を取返すということを最高の目標としているようだ。現在、調査は困難な状況にあるけれども多分調査のし易いような状況の変化があるのではないかと期待している<sup>58</sup>

これ以後も、福祉事務所長による調査報告が発表されているが、真謝区民にとって、軍用地接收に対する補償およびその食糧援助等を受けるといことと、被救済者として保護されるということは別の問題として共有されていた<sup>59</sup>。

このように、伊江島の被接收者たちがあくまでも軍用地接收に対する補償を求めて粘る一方で、米国民政府の影響下で琉球政府は、被接收者を被救済者として援助する状況となった。

#### 4. 暴力を抱え込む生一乞食宣言

先述のとおり、伊江島の生活補償の問題は、軍用地接收に対する問題としてではなく、救済すべき社会問題として支配層に対応されることになった。それは、恒久補償の条件が地主の合意を得ないまま接收が強行され、生活の基盤が奪われたなかで、主として直近の食糧をどのように確保するのが問題化された結果でもあった。

つまり、接收が強行された当初は、伊江島の地主たちは適正な恒久補償を求める一方で、暫定措置としての生活保障（食糧費や医療費等の支給）を求めている。しかしながら、恒久補償は沖縄島内で解決できる問題ではなく、米国内国でのみ対処できるものであると米軍が強く主張する状況下で、沖縄の支配層は、暫定措置にどのように対処するのかという問題に焦点を当てる姿勢へと変化する。その暫定措置に当てる費用を用意する際に、米国民政府は軍用地接收に対する費用として琉球政府の予備費を流用することは許可せず、琉球政府社会局関係の福祉事業費を充てるならば、立退者への暫定措置を許可した。この前後から、伊江島の被接收者を被救済者として扶助する方法が模索される。

伊江島の立退者は、今後の安全な生活に対する補償は保留にされたまま、米軍が一方的に提示する条件を承諾しなければ直近の生活援助も受けられない状況を強いられた。また、米軍に提示された非現実的な援助条件を拒否し、自ら正当な補償要求をしたが、その陳情行為すらも排除され、柵内耕作も逮捕の対象となった。このように、一方的に生きる条件を規定され、かつその規定された条件では軍隊による危険のない生活を確保できないという現実を拒否するため、被接收者は「我々は乞食になる」と宣言した。その後、かれらは街頭での訴えを本格化し、ますます路上を行き交う人びとの目に自らを晒すようになった。真謝区の常会で決定したこの宣言は、琉球政府の比嘉行政主席と立法院へ提出された（7月21日）。その内容は、次のとおりである。

- 一、四月から生活費六ヵ月分を支給し、水タンクも造ると約束しながら生活費は四月分だけで中止、住家も水タンクも造らず、未だテント生活とドブ水を飲む状態にある。
- 二、六月十七日副主席は職を賭しても食糧問題を解決すると確約しながら未だに支給されず、悪化するだけである。
- 三、土曜、日曜は農耕を許すと確約しながら七月十八日武装兵約六十名が来島、通路五カ所のうち四ヶ所を閉じ昼夜の別なく嚴重に立しょう<sup>マ</sup>を始めた。十八日午後五時半頃（…）（Fさん：引用者）ほか数名が農耕に行こうとしたら発砲、直ちにトラックから数十名の武装兵が集り軍命だから農耕したら射つ<sup>マ</sup>と言明、農耕や芋の葉もとりに行けない。
- 四、その実情を政府に報告善処方をお願いしたが何ら確答がなされていない。
- 五、われわれは生きる方法を慎重協議した。
  - 1、自分の畑で農耕を強行すれば射殺される。
  - 2、代替地割当リストを出せば金を出すとというのが嘘をついて金をとることは良心が許さない。
  - 3、泥棒は容易だが残る子供たちの生活が困るから不可能だ。
  - 4、乞食は自分の恥、全住民の恥だが、武力によって乞食を強いられている。全住民の皆様、われわれは生きるため今では最善の道であると信じてとった道であるから、これを諒とされご寛容下されんことをお願い申し上げます。<sup>60</sup>

上記1～4項で、これまでの経過が簡単に説明されており、暫定措置としての生活費の支給が停止されていること、米軍に許可された柵内耕作も通行証制となり制圧の対象となったこと、補償等に関して琉球政府から「確答」が得られていないことが挙げられている。その上で、「生きる方法」として提示されたのが第5項である。

農耕は、演習地内であれば通行証の携帯が義務付けられ、米軍の都合に左右される。また、条件に違反した者は逮捕の対象となる。そして、演習地外でも米軍演習の流れ弾等の危険が常に隣り合わせの環境にある（五一1）。

米軍は地主自らが代替地のリストを提出し、家屋を本建築するのであれば援助すると提示した。しかしながら、代替地の候補地にはすでに別の地主が存在し、「第二の真謝にはなりたくない」と立退き反対の姿勢を表明している。したがって、今後も同じ村で生きていく以上、米軍と同じように他の地主へ立退きを強制することはできない。そしてその他、農耕に適した土地がない、または農耕地にするまでには時間を要するためとりあえず家屋を仮建築して移動先が決定してから本建築を行いたいと

いう地主側の要求は却下されている。これらの理由から、代替地リストを提出することは非現実的であるという主張がなされた（五一二）。

「泥棒」には様々な意味が込められていると想像されるが、例えば次の解釈ができよう。まず、「子供たちの生活が困る」というのは、第2項で先述したとおり、柵内農耕を強行した真謝区民のうち、主な働き手である男性のみ32名逮捕され、即決軍事裁判で有罪判決を受けた経験を指している。陳情者の一人は、当時の子どもたちが琉球政府に訴えた言葉を、次のとおり記憶している。

一もしお父さん、お母さんを罪にするなら私たちも一緒に刑務所へ入れて下さい。私たち生徒は食物もなく学校を休んでいます。一体その罪は誰にあるのでしょうか、どうせ学校にも行けず食物もないくらいなら刑務所に入った方がよいと思います<sup>61</sup>

このような状況で、米軍から作物を「泥棒」する柵内耕作も、米軍の許可があったとしても代替地候補の地主から土地を「泥棒」することも、子どもたちが村で生活を営むという点においては成立しないことを示している（五一三）。

さいごに、「乞食は自分の恥、全住民の恥だが、武力によって乞食を強いられている」というのは、乞食になるという「恥」を自らのものとして主体的に所有することによって、その恥を強いる武力の行使を追及している。それは、沖縄戦で日常生活を破壊された人びとがようやく再建しつつあった自立的な生活が、再び軍隊によって奪われたことを追及している（五一四）。

つまり、伊江島の被接收者たちは、自ら乞食となり、恥を抱え込むことによって、支配層から問答無用に命名されることを拒否する姿勢を自らの身体で提示した。例えば、支配層に乞食のように扱われた屈辱を、真謝区民は行政府記者クラブに訴えている。

一(…)我々が高い税金を払って、我々の生命財産を守って下さいと、高い俸給を支払ふて居る、政府の偉い方や、警察の警官は、一切れのパンも与えないのみか、次ぎ<sup>ママ</sup>、罪人や、乞食<sup>ママ</sup>見たいに、追掃ひました。<sup>62</sup>

伊江島の陳情者たちが追い払われたのは、軍隊の論理（秩序）に抗って、軍用地接收に対する適正な生活補償を、正面から要求し続けたからである。沖縄で軍用地接收が正当化される政策が整備されていくなかで、被接收者による生活を根拠とした正しい要求を訴える行為が秩序への抵抗とみなされていくような状況が固められていった。その過程において、伊江島の被接收者たちは、取り締まりの対象者となり、また被救済者と名付けられた。米国の反共政策のなかで、伊江島の善良な住民ではなく一部のアカが抵抗しているという名付けも付与された。そのような状況下で被接收者たちは、「伊江島真謝区民」や「伊江島真謝地主」等と自称して各宣言を重ねてきた。支配層から暴力的な抵抗者として、または保護すべき対象として扱われるという、あらゆる「名付け」に対して拒否をしたのが、この乞食宣言である。一方的に名付けられることを拒否し、命名された屈辱的な名を抱え込んで、別の

存在へと意味転換する行為が、この宣言に込められていた。したがって、伊江島真謝区民の「乞食になる」という宣言は、一方的な名付けを拒否すると同時に、支配層が排除した自己の生を自ら所有する行為であったといえるだろう。

## 5. おわりに

伊江島の地主は、宣言（陳情や折衝を通じた立場表明）や座り込みといった方法で、支配層を折衝の場に立たせ続けた。宣言は、軍隊による問答無用の暴力を眼前にして、殺されないために言葉の空間を確保する闘いであった。またかれらの座り込みは、強制接収が実行された直後に琉球政府庁舎内で始められた行為だった。それは戦略的に開始されたというよりも、折衝相手の眼前に自らの姿を晒し続け、要求事項の達成が確実となるまでその場に居続ける過程で生まれた行為であった。

強制収用が潜在的である時点では、伊江島の地主は「決死の覚悟」や「死んでも立退かない」と、死という言葉を用いて生きるための条件を訴えた<sup>85</sup>。しかし、強制接収が現実となり、実際に今日食べるものすら収奪された状況に置かれた被接収者は、「生きるため」という語を用いて宣言文や要求事項を伝えるように変化する。つまり、暴力の事後においては、「生きる」という目的性に全てが従属し、毎日を生きるという最重要課題を根拠として生活補償が折衝されたのだ。今日の食糧をどうするのか、今夜どこで眠るのか。生きるという継続性のある行為に対処しなければならないとき、被接収者には、支配層のように会議室で言葉（政策）を推敲する余裕などなかった。

生きるためには身構え続けなければならない、制度や政策が何らかの存在を排除する性質をもつ以上、この行為は常に制度による援助を必要としつつもその外部へとずれ込んでいくような領域を持っていた。自らの要求が一蹴され、一方的な条件で制度が確立されそうになると、かれらはそのような制度を拒否し、自らの主張を宣言することで制度を乗り越えた。そのような構築しては破綻していく繰り返しの過程でもなお、伊江島の被接収者たちは政治の場をつくりつづけた。

本稿では、これまで軍用地に対する抵抗の象徴として捉えられてきた伊江島土地闘争が、軍用地問題としてではなく「社会の問題」として扱われるようになる過程を明らかにした。つまり、被接収者を被救済者とみなす政治へと変化する状況である。伊江島の「乞食」宣言は、このように暴力に包摂される生を自らの意志で所有し直し、自らの言葉をもって別の政治空間をつくろうとした。ここに、沖縄戦後史の始まりにおける自治の「自」の部分、つまり自治的意志の形成過程がみえるだろう。

## 【注】

- <sup>1</sup> 『阿波根昌鴻資料1 真謝日記』、(働わびあいの里反戦平和資料館ヌチドゥカカラの家、2017年12月8日)。
- <sup>2</sup> 「伊江島闘争の軌跡鮮明」、『沖繩タイムス』、2017年10月25日。
- <sup>3</sup> 例えば新崎盛暉『ドキュメント沖繩闘争』、亜紀書房、1969年、90頁。
- <sup>4</sup> 鳥山淳『沖繩／基地社会の起源と相克 1945-1956』、勁草書房、2013年、5頁。
- <sup>5</sup> 宮城悦二郎『占領者の眼』、那覇出版社、1982年、90頁。
- <sup>6</sup> 宮城悦二郎、前掲、同頁。
- <sup>7</sup> 「沖繩を知る事典」編集委員会編『沖繩を知る事典』、日外アソシエーツ、2000年、122頁。
- <sup>8</sup> このような視点は、鳥山の「法的・制度的に実現された自治の枠組みだけではなく、人々を突き動かす願望としての自治を検討していく」重要性を踏まえたものである(鳥山淳、前掲書、4頁)。
- <sup>9</sup> 岡本直美「占領期沖繩における土地接収と生活補償をめぐる折衝過程—伊江島の陳情者の盛り込みまで—」(『沖繩文化研究』、45号、2018年3月)。
- <sup>10</sup> 新崎盛暉『戦後沖繩史』、日本評論社、1976年、96頁。
- <sup>11</sup> 阿波根昌鴻『米軍と農民』、岩波書店、1973年、50頁。
- <sup>12</sup> 琉球政府文書や米国民政府文書等の公文書に同内容の書類が多く存在する。
- <sup>13</sup> 阿波根昌鴻『米軍と農民』、岩波書店、1973年、54頁。
- <sup>14</sup> 本稿では、伊江島の人びとが陳情や折衝のなかで、自らの言葉において立場表明することを指す。
- <sup>15</sup> 土地特別委員は、米軍のフライマス連絡官より「地主達が自らの家の取壊しをしている」という情報を伝えられていたが、実際は地主達が一人も家屋撤去作業に当らなかったこと、また事前に立退きについて知らされていなかったことが確認された。「強制撤去の現地を視る 押し黙る立退き家族 テント小屋で草の上に寝る」、『沖繩タイムス』、1955年3月16日。
- <sup>16</sup> 「恒久補償は要綱の線で 成否が政治力の限界 定例議会へき頭に決議か」、『沖繩タイムス』、1955年3月17日。
- <sup>17</sup> 「政府調査団を派遣 主席、真謝区代表と会見」、『沖繩タイムス』、1955年3月17日。
- <sup>18</sup> 「まだ失神状態続く 伊江島應急補償を準備」、『沖繩タイムス』、1955年3月18日。
- <sup>19</sup> 「爆撃演習は始まった 芋が獲れない 早急に救援食糧を」、『沖繩タイムス』、1955年3月18日。
- <sup>20</sup> 13戸(77人)に対する3ヵ月分の食糧費として11万7千円、射的場全地域の1ヵ年の補償(畜産、林産、農産)として1767万円の保障を要求。「食糧費三ヵ月分を 伊江村が生活保障を要求」、『沖繩タイムス』、1955年3月19日。
- <sup>21</sup> 「三ヵ月分の食糧補給 行政府へ早急な措置勧告」、『沖繩タイムス』、1955年3月20日。
- <sup>22</sup> 「休日返上で食糧補償検討 伊江島立退者の三ヵ月分」、『沖繩タイムス』、1955年3月21日。
- <sup>23</sup> 「三ヵ月分の食糧補給 行政府へ早急な措置勧告」、『沖繩タイムス』、1955年3月20日。
- <sup>24</sup> それは、沖繩戦の経験も踏まえてのことだが、戦後、島の大半が軍用地化し、軍隊が駐留していた伊江島の住民にとって、軍隊の約束を手放しに信用できるものではなかった。またその不信は、強制接収に至る過程での米軍とのやり取りにおいても、常に確認されてきた。
- <sup>25</sup> 「放牧の“山羊”射たる …部落民、立法院で証言」、『沖繩タイムス』、1955年3月24日。
- <sup>26</sup> 「生活補償の新要求書 伊江島陳情団兼次議員同行で主席に提出」、『琉球新報』、1955年3月23日。
- <sup>27</sup> 「座込み陳情団引揚ぐ 生活補償対策の決定で」、『琉球新報』、1955年3月25日。
- <sup>28</sup> 嘉手納駐在の米国第三三航空師団長フェイ・R・アプスグローブ少尉による声明。「できるだけ努力した」伊江島問題で空軍司令官声明、『琉球新報』、1955年3月27日。
- <sup>29</sup> 「“代替地”はきまらず 土地係官との調査結果」、『沖繩タイムス』、1955年3月31日。
- <sup>30</sup> 同上。
- <sup>31</sup> 「伊江島、更に適正補償を陳情 “罪人以下の生活だ”にえきらぬ態度に激昂」、『沖繩タイムス』、1955年4月12日。
- <sup>32</sup> 「陳情隊に立退命令」、『琉球新報』、1955年4月18日。
- <sup>33</sup> 「生活補償五条件 伊江島代表立法院にも訴える」、『沖繩タイムス』、1955年4月20日。
- <sup>34</sup> 「生活補償の増額拒否 地主代表主席回答に憤激」、『沖繩タイムス』、1955年4月20日。
- <sup>35</sup> 「伊江島 生活補償費で意見対立 陳情隊の要求一蹴さる」、『琉球新報』、1955年4月20日。
- <sup>36</sup> 「伊江島住民 悲痛な非常手段へ 生きるために柵内農耕開始宣言」、『琉球新報』、1955年4月22日。
- <sup>37</sup> 地主の一人は、この出来事を「あきらかに兵糧攻めによって農民の抵抗をくじこうとした」と回顧している(謝名元慶福・嶋津与志編『沖繩・この武器なき闘い』日本青年出版社、1972年、74頁)。

- <sup>38</sup> 「ほかにも農耕地はある ジ民政官、伊江島の現地調査発表 “誇張された窮状 週一日柵内耕作を許可”」、『沖縄タイムス』、1955年4月23日。
- <sup>39</sup> 「伊江島座りこみ遂に引揚げ 代替耕地はない 軍発表を反駁、実情説明」、『沖縄タイムス』、1955年4月25日。
- <sup>40</sup> 「代替地の耕地計画 伊江村、提出を拒否」、『沖縄タイムス』、1955年4月27日。
- <sup>41</sup> 西崎区誌編纂委員会編『区政施行50周年記念誌 太陽歩譜』伊江村西崎区、1997年、152頁。また、同決議文は『沖縄タイムス』（1955年5月2日）と『琉球新報』（同年月日）にも掲載されている。
- <sup>42</sup> 「食糧費の支給は不審 伊江島への政府支出許可申請に軍回答」、『琉球新報』、1955年5月5日。
- <sup>43</sup> 「建築費の支給促進 眞謝代表政府側と話合う」、『琉球新報』、1955年5月5日。
- <sup>44</sup> 「伊江島調査団きょう引揚げ 悪化した食糧事情 イモの葉と碎米で雑炊」、『沖縄タイムス』、1955年6月11日。
- <sup>45</sup> 「“罪名取消せ”で押問答 住民鎮撫に手を焼く 副主席」、『琉球新報』、1955年6月16日。
- <sup>46</sup> 「昔の平和な部落に！ 泣いて訴える眞謝区の婦人達」、『沖縄タイムス』、1955年6月15日。
- <sup>47</sup> 「眞謝区32名の軍裁 再審考慮できないと回答」、『琉球新報』、1955年6月21日。
- <sup>48</sup> 「伊江島、柵内通行証制に 地主側は反対を表明」、『琉球新報』、1955年、7月14日。
- <sup>49</sup> 阿波根昌鴻『米軍と農民』、岩波書店、1973年、122-123頁。
- <sup>50</sup> 「伊江島問題で立法活動離れたら ジ民政官言明 解散勧告も辞せず」、『沖縄タイムス』、1955年、6月15日。
- <sup>51</sup> あくまでも軍用地接収に対する補償を求め、座り込み陳情や「柵内農耕開始宣言」を行ってきた被接収者たちであったが、さきに生活補償の条件を行政府に提出した際に同行していたのはこの兼次議員であった。これは、軍用地接収に対する補償制度が未確定の状況下で、議員としてできる範囲で必要経費を捻出しようとした発言であると読み取ることもできるかもしれない。この発言については改めて考察する必要がある。「伊江島補償費計上に 副主席“ヤブ蛇”だと意見」、『沖縄タイムス』、1955年6月28日。
- <sup>52</sup> 「伊江島補償費 補正予算に計上可決」、『沖縄タイムス』、1955年6月28日。
- <sup>53</sup> 「軍が十万坪（代替地）耕鋤 家屋建築の援助も行う」、『沖縄タイムス』、1955年6月28日。
- <sup>54</sup> 「代替地は農耕出来ぬ 土地を返して下さい 伊江島眞謝区土地代表悲痛な請願書」、『琉球新報』、1955年7月4日。
- <sup>55</sup> 「“立退”区民の緊急対策 生活保護法で徹底的に守れ 立法院代表、主席へ申入れ」、『沖縄タイムス』、1955年7月22日。
- <sup>56</sup> 「眞謝立退区民の生活保護 政府の厳正実施は嘘「折衝委」の調査で判明」、『沖縄タイムス』、1955年7月24日。
- <sup>57</sup> 「扶助該当者を調査 眞謝区」、『沖縄タイムス』、1955年7月27日。
- <sup>58</sup> 「困難な実態しらべ 眞謝区の生活保護中間報告」、『沖縄タイムス』、1955年7月30日。
- <sup>59</sup> その共有が強制的であったという新聞報道もある（例えば『沖縄タイムス』1955年8月19日）が、現時点で真偽は判別できないためここでは取り上げない。
- <sup>60</sup> 「食えぬから乞食する 伊江島地主が声明書」、『琉球新報』、1955年7月22日。
- <sup>61</sup> 阿波根昌鴻、前掲書、118頁。
- <sup>62</sup> 眞謝区民から行政府記者クラブ宛書簡。1955年5月14日付。沖縄県公文書館（U81101363B）。
- <sup>63</sup> 拙稿、前掲。

【参考文献】

- 阿波根昌鴻『米軍と農民－沖縄県伊江島－』岩波書店、1973年。  
新崎盛暉『戦後沖縄史』日本評論社、1976年。  
佐々木辰夫『阿波根昌鴻－その闘いと思想』スペース伽耶、2003年。  
鳥山淳『沖縄／基地社会の起源と相克 1945-1956』勁草書房、2013年。  
西崎区誌編纂委員会編『区政施行50周年記念誌 太陽歩譜』伊江村西崎区、1997年。  
岡本直美「占領期沖縄における土地接収と生活補償をめぐる折衝過程－伊江島の陳情者の座り込みまで－」(『沖縄文化研究』、45号、2018年3月)。  
『沖縄タイムス』1955年。  
『琉球新報』1955年。



写真1：政府前に設営した陳情小屋 [出典：阿波根昌鴻『人間の住んでいる島』第2版、1999年]



写真2 (左)：陳情団の行政ビル横での座り込み [出典：写真1に同じ]

写真3 (右)：陳情小屋前 [出典：写真1に同じ]

【表1】伊江島の土地接収に関する概要：乞食行進まで

年	月日	主な出来事
1954	7(6月)	真謝区・西崎区で最初の立ち退き（4戸）
	10.4	米軍より真謝（全78戸）と西崎（半分の74戸）の接収通告
	11.23	「陳情規定」の作成（真謝・西崎の地主たちが作成した、米軍に向き合うための共通方針）
1955	1.6	米軍、立ち退きに関する「最終的な調整案」を公表（その後改訂あり）
	1.26	真謝区、米軍に対し「立退かぬ」旨を通知（「立退かぬ」宣言）
	3.11	完全武装の米兵が上陸用舟艇で伊江島に上陸。米軍より村長を通じ、地主に告示文が渡される
	3.12	武装兵による真謝区の測量開始。測量中止を求めた老人が軍裁判所に連行される
	3.13	地主代表が、連行された老人の釈放を求め琉球政府へ訴願
	3.14	米軍による強制接収開始（「銃剣とブルドーザー」）。真謝区13戸が立退かされ、米軍のテント幕舎に収容される。琉球政府と折衝中だった地主代表は、那覇で接収の通知を受ける
	3.15	地主代表、琉球政府庁舎で座り込み開始
	3.22	生活補償の新要求書を主席へ提出（3.25座り込み引上げ）
	4.13	陳情者、座り込み再開
	4.22	「柵内農耕開始宣言」：生活補償がなされるまで演習地内で農耕すると宣言
	4.25	伊江島、代替地リストの提出拒否、座り込み引上げ
	5.5	米民政府、伊江島被接収者への食糧&医療費の支給を5月分より承認せず
	5.23	伊江島陳情団、座り込み再開
	6.13	伊江島の演習地内で農耕していた男性32名逮捕、軍事即決裁判にかけられる
	6.14	米民政府、立法院に対し解散勧告（伊江島問題に熱心にならないよう警告）
	6.15	逮捕された伊江島32名の男性と、その関係者である女性たちが、懲役取消を求めて行政副主席室前に座り込み（6.17帰島）
	6.28	米民政府の了解を得て、伊江島被接収者の生活補償費を社会局関係の福祉事業費に計上
	7.6	伊江村真謝区、損害賠償要求
	7.15	伊江島演習地内での農耕、通行証制に
	7.21	真謝区民による「乞食」宣言
7.29	真謝区民、乞食行進を宣言	

岡本作成

【参考文献】阿波根昌鴻『米軍と農民』、岩波書店、1973年。伊江村史編集委員会編『伊江村史 下巻』、伊江村役場、1980年。佐々木辰夫『阿波根昌鴻 その闘いと思想』、スペース伽耶、2003年。西崎区誌編纂委員会編『太陽歩譜：区制施行50周年記念誌』、伊江村西崎区、1997年。『沖縄タイムス』1955年、『琉球新報』、1955年。

# Land seizures for military bases and negotiations for compensation in 1950's Okinawa

From the Ie-Shima land seizures until the “Beggars” declaration

Naomi Okamoto

Since 1945, the United States has been constantly seizing land in Okinawa in order to construct military bases. During the early 1950s, there was, in practice, no self-government in Okinawa, and it was a difficult time for the residents themselves to oppose land seizure or negotiate for compensation. In the history of postwar Okinawa, this kind of situation in the early 1950s is often described in terms of the “bayonets and bulldozers” which symbolize the extreme explicit violence by the U.S. forces. This symbolic way of referring to the situation was an important element of the early stages of the popularization of the people’s movement against the military bases and the “island-wide struggle” (*shimagurumi tōsō*). This struggle has been considered the starting point of the contemporary Okinawan resistance movement.

This article focuses on the process of negotiation for proper compensation concerning land seizure in Ie-Shima, and it also attempts to consider how the landowners participated in political meetings and created a space for their voices even in the period of the “bayonets and bulldozers”. It is said that the protest movement of Ie-Shima was one of the most influential factors of the “island-wide struggle”.

In 1955, as the U.S. forces forcibly destroyed their homes, agricultural lands, and livestock sheds, landowners had to negotiate for both “perpetual compensation” and a “provisional guarantee”, and they started to advocate for their demands through declarations, “sit-ins”, and by farming inside the forbidden bombing practice areas. In spite of these protests, the voices of the landowners which strongly demanded “perpetual compensation” (for the land seizure) failed to be heard by the government, and the problem on Ie-Shima came to be treated as a matter of social relief; that is, the issue in Ie-Shima began to be treated not as a land problem, but as a “social problem”.

In order to demonstrate their rejection of this situation, the landowners declared themselves to be “beggars” and began to appeal to public opinion.

Other residents of Okinawa had the opportunity to see the landowners and hear their voices, and the protests of the residents of Ie-Shima influenced a great number of these people. This is one key to the development of the desire of the Okinawa public for autonomy.